

有料道路における障害者割引の郵送手続きの提出書類について

下表の提出書類のうち、必要なものを提出して下さい。

新規＝初めて申請する場合または割引有効期限が過ぎている場合

変更＝割引有効期限内に、新たに自動車を購入した場合または自動車登録番号、ETCカード番号、ETC車載器の管理番号等が変更となった場合

更新＝割引有効期限の２ヶ月前から前日までに割引有効期限を更新する場合

○ETC を利用する場合

○＝必要 ×＝不要

提出書類	新規	変更	更新	備考
身体障害者または療育手帳	○	○	○	顔写真がある面をコピーして下さい。
自動車車検証または軽自動車届出済証	○	○	○	
運転免許証	○	×	×	両面コピーして下さい。
ETCカード	○	○（※１）	×（※２）	両面コピーして下さい。
ETC車載器セットアップ申込書、証明書等 （ETC車載器の管理番号がわかるもの）	○	○（※１）	×（※２）	

※１ ETCカードの名義、番号またはETC車載器の管理番号が変更する場合のみ必要

※２ 前回申請から変更しない場合のみ不要

○ETC を利用しない場合

○＝必要 ×＝不要

提出書類	新規	変更	更新	備考
身体障害者または療育手帳	○	○	○	顔写真がある面をコピーして下さい。
自動車車検証または軽自動車届出済証	○	○	○	
運転免許証	○	×	×	両面コピーして下さい。